

電気料金種別 定義書

【北海道電力エリア】

【コスモでんきポイントプラス】

2024 年 5 月 1 日実施

目次

I 総 則	2
1 適用	2
2 定義	2
3 契約種別	2
4 適用条件	2
5 契約電流または契約容量	3
6 電気料金	3
7 契約期間	4
8 契約種別，契約電流または契約容量の変更.....	4
9 本定義書の変更および廃止.....	4
附 則	6
コスモでんきポイントプラス要綱	6
別 表	8

I 総 則

1 適用

電気料金種別定義書【北海道電力エリア】[コスモでんきポイントプラス](以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款[個人向け低圧](以下「需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへコスモでんき小売電気事業者が電気を供給するときの契約種別および契約期間等の料金その他の供給条件を定めたものです。また、本定義書は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除く、別表4で定める提供エリアに適用いたします。なお、本定義書に定める料金、燃料費調整における基準単価および離島ユニバーサルサービス調整における離島基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

2 定義

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

3 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。なお、dポイント付与等の付帯サービスの詳細はコスモでんきポイントプラス要綱に定めます。

コスモでんきポイントプラス

4 適用条件

(1) 30アンペア以上かつ60アンペア(A)以下の場合

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること

ロ 1 需要場所において、他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(10アンペアを1キロワットとみなします。)が原則として50キロワット未満であること

(2) 6キロボルトアンペア（kVA）以上の場合

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であること
- ロ 1 需要場所において、他の電気料金プランとあわせて契約する場合、契約容量と契約電力との合計（10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること

5 契約電流または契約容量

以下のいずれかに該当するものとします。

(1) 30アンペア以上かつ60アンペア（A）以下の場合

- イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売事業者等との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。
- ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けることがあります。

(2) 6キロボルトアンペア（kVA）以上の場合

契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

6 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金、および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。なお、基本料金、電力量料金単価は別表1（電気料金）のとおりとします。

7 契約期間

- (1) 契約期間は、需給約款 8(需給契約の成立)に定める需給契約が成立した日から、需給約款 11(供給の開始)に定める料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

8 契約種別、契約電流または契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約種別、契約電流または契約容量の変更の申込みを承諾した場合には、変更後の契約種別、契約電流または契約容量にもとづく料金の適用開始日は、変更を承諾したのちに到来する検針期間等の始期といたします。
- (2) 契約期間満了に先立って、本定義書以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。また、本定義書の契約種別から本定義書以外の契約種別に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、本定義書の契約種別を適用いたしません。
- (3) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約種別、契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更したのちに到来する検針期間等の始期から 1 年目の日が属する月の検針期間等の始期まで、契約種別、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (4) 契約種別、契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、需給約款 31(需給契約の変更)(2)によります。

9 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、需給約款 2(需給約款の変更)によります。
 - (2) 当社は、付帯サービスの提供が不能となった場合等により本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび廃止日を当社 WEB サイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知いたします。
 - (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、需給約款 2(需給約款等の変更)(3)に準じます。
 - (4) 当社は、他の小売電気事業者の料金改定、託送供給等約款の改定または調達費用や付帯サービス料金等の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、次の手順に従い、新たな電気料金を定めることができます。
- イ 当社は、事前に新たな電気料金およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が

適切と考える方法によりお客さまに通知いたします。

□ お客さまは、新たな電気料金を承諾しない場合は、本適用開始日の 30 日前までに、当社に対してその旨を通知することで需給契約を解除することができます。この場合には、需給契約は需給約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了します。

ハ □に定める期限までに、お客さまより通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金を承諾したものとみなし、本適用開始日から新たな電気料金を適用いたします。

附 則

1 実施期日

本定義書は，2024 年 5 月 1 日から適用いたします。

コスモでんきポイントプラス要綱

1 dポイントの付与

当社は、お客さまから毎月の電気料金のお支払いが確実となった後、毎月の電気料金に応じて、付与時点のdアカウントに対し、3（dポイントの計算方法）によりお客さまに付与するdポイントを計算し、その結果を株式会社NTTドコモに提供します。当社から提供された情報に基づき、株式会社NTTドコモからお客さまにdポイントが付与されます。なお、原則として電気料金確定の翌月末までに付与されるものとします。

2 dアカウントの登録

dポイントの付与を受けるには、dアカウントおよびdポイントクラブの会員資格を保有している必要があります。お客さまは、当社お客さまページ（マイページ）にてdアカウントのIDとパスワードを入力する必要があります。お客さまが当社お客さまページ（マイページ）にてdアカウントのIDとパスワードを入力しない場合、dポイントは付与されません。

3 dポイントの計算方法

お客さまに付与されるdポイントは、毎月の電気料金のうち燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「ポイント対象電気料金」といいます。）に応じて、本件ポイント対象電気料金に下表の付与率（以下「付与率」といいます。）を乗じて計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ポイント対象電気料金	付与率
5,000円未満	1%
5,000円以上8,000円未満	3%
8,000円以上	5%

4 dポイントの確認方法

お客さまに付与されたdポイントは、株式会社NTTドコモが提供するdポイントクラブ会員のWEBサイトにてご確認いただけます。

5 dポイントの付与に関する免責

以下の場合、dポイントは付与されません。

- （1） 2（dアカウントの登録）によるdアカウントの登録が適切に行われなかった場合
- （2） 解約時にdアカウントの登録がなかった場合

- (3) 電気料金をお支払いいただけなかった場合
- (4) その他、需給約款等に違反があった場合
- (5) 登録された d アカウントが失効した場合
- (6) d ポイントクラブを退会された場合

株式会社 NTT ドコモの定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づく d ポイント付与のための条件を満たさなくなった場合 なお、d ポイントが付与されない場合であっても、解除等によりコスモでんきポイントプラスの契約が解消されない限り、コスモでんきポイントプラスの契約は継続されます。また、上記(7)ならびに株式会社 NTT ドコモの定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約の変更等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

6 その他

d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントの内容に関する事項は、別途株式会社 NTT ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づくものとします。

別 表

1 電気料金

(1) 基本料金（1 契約につき）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 30 アンペア以上かつ 60 アンペア（A）以下の場合

契約電流 エリア	30 アンペア	40 アンペア	50 アンペア	60 アンペア
北海道電力エリア	1,207.80 円	1,610.40 円	2,013.00 円	2,415.60 円

ロ 6 キロボルトアンペア（kVA）以上の場合

契約容量 エリア	1 キロボルト アンペアにつき
北海道電力エリア	402.60 円

(2) 電力量料金（1 キロワット時につき）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 エリア	最初の 120kWh まで	120kWh をこえ 280kWh まで	280kWh をこえる
北海道電力エリア	35.35 円	41.64 円	45.36 円

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は、次のとおりといたします。

	α	β	γ
北海道電力エリア	0.1874	0.0899	1.0036

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- ① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

- ② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

- ③ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合、平均燃料単価は 121,200 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (121,200 \text{ 円} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

- ④ 基準燃料価格

北海道電力エリア	80,800 円
----------	----------

- 八 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る検針期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る検針期間

毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。基準単価は、1キロワット時につき、次のとおりといたします。

北海道電力エリア	0.173円
----------	--------

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times a$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
aは次のとおりといたします。

	a
北海道電力エリア	1.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \\ \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ 119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \\ \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

③ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合
離島平均燃料価格は 119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{ 円} - \text{離島基準燃料価格}) \\ \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

各式で用いる離島基準燃料価格は下記表の通りといたします。

北海道電力エリア	79,300 円
----------	----------

八 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

す。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針期間

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に□によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき、次のとおりといたします。

北海道電力エリア	0.001円
----------	--------

4 提供エリア

北海道電力エリア	北海道
----------	-----